

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件

原告

被告 国

## 原告準備書面（1）

2023年（令和5年）6月1日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 鈴木雅子 外

### 1 はじめに

原告は難民であり、難民条約は国籍法の上位法であり、また憲法98条2項はわが国が締結した条約の遵守を定めているところ、難民条約34条は、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。」としており、本件不許可処分が同条に反しないかが本件の争点である。

したがって、原告が国籍法5条1項各号等の要件を満たすことは、必ずしも本件不許可処分の違法性判断において前提とはならないものと解される。

もともと、以下のとおり、原告は、本件不許可処分時、国籍法5条に定められた要件を以下の通り満たしていた。

### 2 国籍法5条に定められた要件

国籍法5条は、以下のとおり定める。

「第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
  - 二 十八歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
  - 三 素行が善良であること。
  - 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
  - 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
  - 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。
- 2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

### 3 原告が国籍法5条に定められた要件を満たすこと

#### (1) 5条1項1号

原告は、2013年10月8日、日本に入国し、2015年10月22日付で、難民認定処分を受けたことに伴い、定住者5年の在留資格を得た（甲1、2）。その後、一度の在留期間更新を経て、現在は永住許可を受け、現在に至るまで永住者の在留資格を有して日本に居住している（甲3）。

被告の解釈によっても、原告は、定住者5年の在留資格を得た時点で、日本に住所を有するに至っており、それ以降は5年以上継続して日本に居住しているため、本件不許可処分時、1号の要件を満たしていた。

(2) 5条1項2号

原告は、[REDACTED]年[REDACTED]日生まれであり（甲1乃至3）、本件不許可処分時41歳であった。原告は難民であるから、本国法として日本法が適用になり（難民条約12条）、本件不許可処分時、日本法によって行為能力が認められた。

(3) 5条1項3号

原告は庇護が与えられるまでの間、原告の責めに帰すべからざる事情により在留資格を失っていた時期はあるが、その後庇護を与えられていることを考えても、この点を素行不良と評価するのは妥当でなく、また、既に在留資格を得てから本件不許可処分時まで7年以上が経過しており、本件不許可処分時、原告の素行は善良であった。

(4) 5条1項4号

本件不許可処分当時、原告は、早稲田大学の修士課程に在学しつつ、アルバイトや奨学金を得て自己の技能で生計を営んでいたものであり（甲14の57枚目乃至110枚目参照）、また、原告の学歴等からしても、今後も自己の技能で生計を営むことが見込まれ（甲14の4乃至8枚目参照）、原告は同号の要件を満たしていた。

(5) 5条1項5号及び2項

原告は難民であって、本国からの書類の取り寄せをすることはできず、自ら5条1項5号の該当性を立証することはできないところ、5条2項の「日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときとは（中略）申請者が難民と認定されている者等であって特に人道上の配慮を要するときなどをいう。」とされているから（甲15）、原告は、5条2項の要件を満たしていた。

(6) 5条1項6号

原告は、同号の要件を満たしていた。

以上